

観光客受入施設整備促進補助金

薩摩川内市では、観光業等の事業を営み又は営もうとする者に事業費の一部を補助し、観光業の振興を図ることを目的とする補助金制度があります。この制度は、着工前に申請手続きが必要です。

補助金の交付対象者等の条件

1. 市内に宿泊施設又は観光誘客施設を有する民間の企業又は個人事業主。
2. 旅行会社等と斡旋契約等をしている、又は契約等の予定があること。
3. 市税等の滞納者でないこと。

補助対象地域

1. 本土地域 川内地域の一部、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町
※補助対象となる川内地域の一部
平佐東、水引、峰山、滄浪、寄田、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方
※補助対象外となる川内地域
隈之城、川内、平佐西、可愛、亀山、育英、永利、高来
2. 甌島地域 里町、上甌町、下甌町、鹿島町

補助金の額

対象となる事業費の50パーセントとし、最高限度額を100万円とします。

補助金の対象となる事業

事業費が20万円以上で、次の内容に該当する場合

1. 民宿、旅館、ホテル、土産品店、飲食業等の家屋の建築、購入、増改築及び改修
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する設備を有する施設を除く。)
2. 観光業の用に供するための設備等の購入

申請に必要な書類

1. 薩摩川内市観光客受入施設整備促進補助金交付申請書
 2. 事業計画書
 3. 収支予算書
 4. 旅行会社等との斡旋契約等の写し
- ※ 1. ~4. の書類に加えて、次の掲げる申請者の区分に応じて、下記の提出をする必要があります。

(1)企業

- ① 登記事項証明書
- ② 滞納のない証明書
- ③ 定款又はこれらに類するもの

- ④ 交付申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、その他これらに準ずる書類
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2)個人

- ①住民票謄本
- ②印鑑証明書
- ③滞納のない証明書
- ④所得証明書
- ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助金の返還について

1. 事業者が補助金の交付対象者等の条件に規定する資格要件を欠くに至ったとき。
 2. 事業者が補助金の交付を受けた日から5年以内に業務を休止又は変更し、目的を達成しないと認められたとき。
 3. 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 4. 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- ※ 以上のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を求める場合があります。

補助金を受けたあとの条件

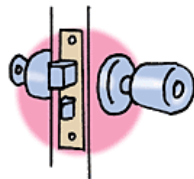
当該補助金の交付を受けた日から5年間、事業に関する報告を求める場合があります。

補助対象となる事業費（例）

トイレの改修



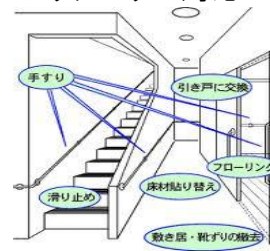
客室のカギ取付



客室等のサッシ修繕



バリアフリー対応



Wifiの設置



お問合せ

- 薩摩川内市役所 TEL 0996(22)8115 (23)5111 FAX0996(20)5570
観光物産課 観光シティセールスグループ（内線 6223）
- 樋脇支所 地域振興課 TEL 0996(37)3111 FAX 0996(37)2252
- 入来支所 " TEL 0996(44)3111 FAX 0996(44)3117
- 東郷支所 " TEL 0996(42)1111 FAX 0996(42)0767
- 祁答院支所 " TEL 0996(55)1111 FAX 0996(55)1021
- 里支所 " TEL 09969(3)2311 FAX 09969(3)2912
- 上甌支所 " TEL 09969(2)0001 FAX 09969(2)1490
- 下甌支所 " TEL 09969(7)0311 FAX 09969(7)0753
- 鹿島支所 " TEL 09969(4)2211 FAX 09969(4)2672